

届出手数料にかかる手数料表

下表は届出制手数料に係る手数料表です。

実際に申し受ける紹介手数料は、市況やその他の事情を考慮して決定した金額とします。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>200,000円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返金に関する事項

求職者が早期退職に至った場合、入社からの期間に応じて紹介手数料の返金制度を設けています。適用条件については以下の通り定めるものとします。

■退職時期及び返金率について

2週間以内：100% 1ヶ月以内：70% 3ヶ月以内：30% 6ヶ月以内：10%